全日本小学生バンドフェスティバル愛媛県大会実施規程

第１章　　（総　　則）

第１条　精神的・身体的発達段階に即した多様な音楽表現の中で、小学生らしい楽しい音楽を求める。

第２条　この大会の名称は「全日本小学生バンドフェスティバル愛媛県大会」と称する。

第３条　この大会は、演奏形態によってステージ部門とフロア部門に分け、県内の吹奏楽連盟加盟団体が参加して、それぞれ毎年全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会と全日本マーチングコンテスト愛媛県大会と同期日に実施する。

２　ステージ部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、フロア部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

第４条　実施会場・日時などの大会必要事項は、愛媛県吹奏楽連盟第一事業部及び第三事業部で定める。

第２章　　（参　加　資　格）

第５条　参加資格は、小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

参加形態は以下のとおりとする。

①　単独校　従来どおりの参加形態

②　合同バンド　部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③　地域バンド　任意の個人または団体が組織し、小学生※１で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※１　小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

２　その他、第５条第１項－②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部でこれを検討し、理事長が参加の可否を決定する。

第６条　同一団体がステージ部門及びフロア部門の両部門に出場することを認める。

第７条　指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

２　同一部門において指揮することができるのは１団体とする。

第３章　　（演 奏 曲）

第８条　出場団体は、任意の曲を演奏演技して審査を受けるものとする。

第９条　編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは別途定める。

２　歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

第10条　著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

（注）１）作曲者の死後およそ70年を経ていない大半の作品には、著作権が存在する。

２）編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第４章　　（内　　容）

第11条　参加人員は次のとおりとする。

ステージ部門　・・・65名以内（指揮者は含まない）

フロア部門　　・・・80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない）

第12条　出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

ステージ部門　・・・７分以内

フロア部門　　・・・６分以内

２　演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第13条　服装等は自由とする。

第14条　出演順序は、理事会もしくは第一事業部ないし第三事業部において決定する。

第５章　　（審　査　及　び　表　彰）

第15条　審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。
　２　審査員はステージ部門７名、フロア部門３名とし、演奏の専門家・音楽教育の専門家等によって構成する。

第16条　審査方法は、別に定める審査内規による。

第17条　表彰は、ステージ部門およびフロア部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

第６章　　（四国支部大会への選出）

第18条　四国支部大会への愛媛県選出は、全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会実施規定に準じ、次のとおりとする。
　２　理事長は審査の結果に基づき、ステージ部門から４団体以内、フロア部門から２団体以内を四国支部大会へ選出する。

第７章　　（参　加　分　担　金）

第19条　出場団体は参加分担金１０，０００円を負担することとする。

第８章　　（そ　の　他）

第20条　全日本小学生バンドフェスティバル実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。
　２　共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第21条　この規程は総会の議決により改定することができる。

第22条　この規程は、平成13年４月21日より施行する。
　　この規程は、平成19年４月14日に改定する。
　　この規程は、平成31年４月13日に改定する。
　　この規程は、令和４年４月17日に改定する。
　　この規程は、令和５年４月23日に改定する。
　　この規程は、令和６年４月20日に改定する。
　　この規程は、令和７年４月19日に改定する。

全日本小学生バンドフェスティバル愛媛県大会審査内規

第１条　この内規は全日本小学生バンドフェスティバル愛媛県大会実施規程第15条､第16条及び第17条に基づき、審査及び判定について定めるものである。

第２条　審査員はステージ部門７名（県外４名以上）、フロア部門３名とし、理事会で選出したのち、理事長が委嘱する。審査員は原則として、演奏家、作曲家、指揮者、音楽教育者、音楽評論家等の中から、吹奏楽についての専門的知識と指導経験を有するか、吹奏楽について広い知識と見識を有するものとする。

第３条　判定委員会は、理事長及び理事長の委嘱した者がこれにあたる。

第４条　評価は次のように行う。

（１）ステージ部門

「技術」「表現」の２項目をそれぞれ５段階で評価する。

（２）フロア部門

「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」の４項目について５段階で評価する。

第５条　集計結果の処理は判定委員会が行う。

（１）ステージ部門

判定委員会は、上位及び下位カットをした集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の３賞にグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は３：５：２を目安とする。

（２）フロア部門

判定委員会は、上位及び下位カットをした集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の３賞にグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は３：４：３を目安とする。

第６条　理事長は、判定委員会の原案に基づいて審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第７条　全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会への県代表の選出は、次のとおりとする。

ステージ部門、フロア部門の各部門参加団体の評価総点の高位から順に代表を選出する。ただし、同点同位により代表枠数に対する超過が生じた場合、全審査員が同点団体だけに同位がないように順位をつけ、その結果を見て高順位多数順とする。高順位多数順によって順位が決定しない場合、予め指名された審査員長の順位を優先させ、順位を決定する。

第８条　審査票は各団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第９条　この内規は理事会の決議により改定することができる。

第10条　この内規は、平成13年４月21日より施行する。
この内規は、平成19年４月14日に改定する。
この内規は、平成31年４月13日に改定する。
この内規は、令和４年４月17日に改定する。
この内規は、令和６年４月20日に改定する。
この内規は、令和７年４月19日に改定する。